

**法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>**  
**環境関連法規制等の動き 2024年3月(2024.2.20～2024.3.19)**

## 法令情報

### 1. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の

一部を改正する省令 <経済産業省令第14号、第15号> (2024.3.15公布、2024.4.1施行他)

2023.4.1施行の改正省エネ法に基づく定期報告等に係る改正です。2024年からの報告で使用する定期報告の様式等が定められました。(省令第14号)。その他エネルギー管理統括者を補佐するエネルギー管理企画推進者が3年ごとに受講する資質の向上を図るための講習について災害等により受けられない場合の特例措置が設けられました(省令第15号)。

同法に基づく特定事業者等が利用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620123033&Mode=1>

### 2. 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を改正する件 <環境省告示第11号>

(2024.3.13公布、2025.4.1適用開始)

2月号の法令情報1の改正水濁法施行規則に係る改正です。排水基準を定める省令で定められている「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められたことに伴い、題記告示に定められている検定方法も「大腸菌数」に基づく方法に改められました。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02894.html](https://www.env.go.jp/press/press_02894.html)

### 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<環境省令第7号> (2024.3.18公布、同日施行)

これまで、運搬用パイプラインは、原則特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないとされていましたが、今回、新たに人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして要件を満たす場合は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインの利用が可能となりました。

当該廃棄物を収集・運搬する事業者は利用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195230069&Mode=1>

### 4-1. 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令

<厚生労働省令第44号> (2024.3.18公布、2026.10.1施行他)

#### -2. 個人ばく露測定講習規程 <厚生労働省告示第93号> (同上)

労衛法第65条に基づき、作業場所における有機溶剤等の作業環境測定の結果により、作業環境管理が適切でないと判断された場合、第三管理区分に区分され、事業者は、定期的に個人サンプリング測定等(労働者の身体に試料採取機器を装着して行う測定方法等)により作業環境測定を行う必要があります。今回、有機則、特化則等で行う個人サンプリング測定の測定精度を担保するため、測定を行う者等の要件(-1)並びに要件を満たすための講習(-2)が規定等されました。

当該測定を行う事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230314&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

## **一般情報**

### **1. 2022年度PRTRデータの概要等についてー化学物質の排出量・移動量の集計結果等ー(2024. 2. 27環境省)**

化管法に基づく化学物質排出・移動量届出(PRTR)制度における2022年度調査結果が公表されました。届出排出量は12.2万t(前年度比▲2.5%)、届出移動量は24.7万t(同▲4.7%)といずれも減少しました。うち製造業からの届出排出・移動量の合計は36.9万tで全体の97%を占めました。また届出排出・移動量が多かった物質は、トルエン8.3万t(全体の23%)、マンガン及びその化合物7.0万t(同19%)、キシレン2.7万t(同7.4%)、クロム及び三価クロム化合物2.4万t(同6.5%)等でした。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02803.html](https://www.env.go.jp/press/press_02803.html)

### **2. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における**

#### **2021年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2024. 2. 29 環境省)**

温対法に基づく温室効果ガス排出量の集計結果が公表されました。報告があった事業者数は、特定事業所排出者が11,963事業者(前年度比+59)、特定輸送排出者が1,321事業者(同+14)でした。排出量の合計値は、6億1千万t-CO<sub>2</sub>(同+2464万)と増加しました。なお、2021年度報告分より、すべての事業者からの報告情報について、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度公表ウェブサイトにて公表されます。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/110542\\_00004.html](https://www.env.go.jp/press/110542_00004.html)

### **3. フロン類算定漏えい量報告・公表制度による2022年度フロン類算定漏えい量**

#### **の集計結果の公表について (2024. 3. 8 環境省)**

フロン排出抑制法に基づく、2022年度の特定漏えい者(算定漏えい量が年間1,000t-CO<sub>2</sub>以上となる者)からの報告の集計結果が公表されました。特定漏えい者数は、398事業者(前年度比±0)で、算定漏えい量の合計は、234万t-CO<sub>2</sub>(同+6万)と増加しました。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02859.html](https://www.env.go.jp/press/press_02859.html)

### **4. 2022年度大気汚染防止法の施行状況について (2024. 3. 15 環境省)**

大防法に基づく規制対象施設等への立入検査は5万件(前年比+1.5万)と大幅に増え、増加分の8割は特定粉じん排出等作業場に対するもので、残りはほぼ、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものでした。特定粉じん排出等事業場は2022. 4. 1から事前調査結果の報告制度が始まったことを受けた増加(同+1.6万)でした。行政処分及び指導は1.9万件(同+7千)あり、うち行政処分は0件(同▲2)、勧告その他行政指導は1.9万件(同+7千)とこちらもほぼ特定粉じん排出等作業場に対するものでした。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02893.html](https://www.env.go.jp/press/press_02893.html)

## **意見募集情報**

### **1. 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の**

#### **一部を改正する法律の施行に伴う関係政令案に関する意見募集について (2024. 3. 15国交省)**

2025. 4. 1(予定)に施行される改正建築物省エネ法では、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けます。今般、当該建築に係る部分の床面積の合計が10m<sup>2</sup>以下の建築物の建築は、**適合義務の対象外**とする改正が行われます。国交省は、2024. 4. 14まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240710&Mode=0>

## **公募情報**

### **1. 「2023 年度補正予算 商用車の電動化促進事業」の公募について (2024. 3. 8 環境省)**

この事業は、トラックなどの商用車の電動化のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、車両の価格低減やイノベーションの加速を図り、自動車の運行に由来する CO2 排出量を削減するとともに、価格競争力を高めることを目的としています。対象は、貨物自動車運送事業者、自家用商用車を業務使用する者等で、電動化された商用車（トラック等）及び商用車と一体的に導入する充電設備の導入費です。公募期限は 2025. 1. 31 です。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02857.html](https://www.env.go.jp/press/press_02857.html)

### **2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業）の 2023 年度補正予算一次公募について (2024. 3. 19 環境省)**

この事業は、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクルの質の向上につながる設備を導入することにより、脱炭素社会の実現に資するとともに、資源の有効利用に資することを目的としています。対象事業は、省 CO2 型プラスチック高度リサイクル設備導入事業、化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省 CO2 型製造設備導入事業並びに金属破碎・選別設備導入事業等です。設備導入費用の 1/2 を上限に補助されます。公募期限は 2024. 4. 19 です。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02938.html](https://www.env.go.jp/press/press_02938.html)

### **3. 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）の公募要領及び補助対象製品の型番の公開について (2024. 3. 18 環境省)**

環境省は、民間企業等の既存事務所等の外皮の高断熱化及び機器等の高効率化工事に対して補助を行う「脱炭素ビルリノベ事業」を新たに開始します。温室効果ガスの排出削減と産業競争力強化・経済力の成長を共に実現する事を目的とした GX 予算で執行されます。公募期限は 2024. 11. 29 です。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02943.html](https://www.env.go.jp/press/press_02943.html)

### **4. 省エネ法定報告情報の開示制度本格運用への参加募集を開始します (2024. 3. 8 経産省)**

経産省は、省エネ法に基づく定期報告書等の情報を、事業者の同意に基づき開示する制度の本格運用を 2024 年度に開始するにあたり参加する事業者を募集します。より多くの事業者の本制度に参加してもらうことで、業界・産業界全体の省エネ・非化石転換の取組の底上げにつなげます。参加希望事業者は、2024. 10. 31 までに、経産省資源エネルギー庁の HP にある、省エネポータルサイト宣言フォームから参加の意思を表明してください。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308002/20240308002.html>

以上